ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

BALCAR POLANSKÝ EVERSHEDS

2014 年 6 月

AM&T アジア･新興国 Legal Update 特別版

チェコ共和国の 2014 年度における私法制度の改正①

チェコ共和国において、この 50 年間で私法におけるもっとも重要な改正で、すべての法領域における法律関係に影響するとされている、2014 年度のチェコにおける私法制度の改正の概要について解説いたします。いずれの改正も遅くとも 2014 年 1 月 1 日までに施行されており、私法の一般原則について重要な変更がなされているほか、会社制度や契約法においても新しい可能性が開かれ、また、不動産に関する新規制が導入されるなどしています。

1. はじめに

2014年1月1日において、私法分野における転換点となる法律が施行された（法令集法律No.89/2012（新民法）、事業会社に関する法令集法律No.90/2012）。関連規制とあわせて、これらの法律は、チェコの私法全般を改正するものである。
この改正は、この50年においてチェコの私法分野にもっとも重要なものであり、すべての法領域における当事者に影響がある。会社法を含む約250の法律が廃止又は差し替えられた。

2. 新しい民法･私法における新しい基本原則

新民法の一般的な目的は、すべての私法関係について一つの法律により規定することである。
新民法においては、国家との関係での個人の自由が基本原則として導入された。すなわち、法律で明示的に禁止するものでなければ、私人は、法律に規定されるものとは異なる内容の権利義務について合意することができる。これに対する主な制限としては、信義則、公序良俗、人格権に関する権利等である。

信義則については、改正前の私法においても明示的に述べられていたが、公序良俗は公法において規定されていた。上記のその他の原則は民法における排他的権利関係に対する優先性に加え、民法が社会を管理する一種の手段とみられていたことから、採用されていなかった。
新民法は、個人の法的な自主性及び責任を強調し、個別の権利保護、行為制限及び期限の規制について異なるアプローチをとっている。個人（または法人）は、自己の権利を保護するために、自ら防御手段をとらなければならない、すなわち裁判所は、職権によりそのような保護は行わない。
新民法では、信義則に則って活動することが前提とされ、不法な行為や違法状態から利益を受けることを禁止している。信義則に基づく行為は保護される。

© Anderson Mori & Tomotsune/ Balcar Polanský Eversheds

- **法人格**- 新民法は、法人格に関する詳細な規定を置いた。また、組合、基金その他の組織についても規律している。旧法では、いくつかの特別法において規制されていたが、新法は、新民法が私法一般の基礎となるという原則を反映したものである。
- **絶対的財産権** -従前より第三者との関係でも(すなわち、契約当事者間だけではなく全ての者に対して)効力があるものとされていた。所有権、占有権や相続権の伝統的な権利に加え、新民法では、建物に対する権利、すなわち、第三者の土地上に建物を所有する権利を認めた。この権利は、法律上は不動産に分類され、登記簿に登記され、90年を超えない確定期間(延長可)において効力を有するもので、譲渡又は相続等による移転が可能である。
- **物権**- 新民法では、物権の種類が法定された。これらの物権については、登記簿に登記する義務や優先する合意(売買等)に矛盾する取引の禁止等、関連する権利及び義務が付随する。
- **契約関係**- 旧民法及び会社法において別々に定められていた契約に関する規定は、新民法においてまとめて規定され、また、契約形態に応じて新たな契約条項や条件等が導入された。
- **責任** - 新民法では、損害賠償に関する規則を一元化し、内容的には、法定責任と契約責任を区別し、当事者間で契約において損害賠償の範囲を制限することを認めた。
- **不当利得**- 新民法においては、利得を得ることは通常の活動であることを認め、真に違法な利得と区別を行った。すなわち、旧法では、適法な利得となる場合につき、特定のケースを列挙していたが、新法では、原則として、信義則に則った行為は保護されることが明示された。

3. 新民法 · 移行措置

- 新民法における基本的原則は、2014年1月1日以降、すべての法律関係に適用される。
- 新民法のうち、一定の規定は、2014年1月1日以降に発生した権利義務に対して適用される。例えば、契約がその一つであるが、2014年1月1日以前に締結された契約は、当事者が任意に新民法を適用することを合意しない限り、それが存続する間は、規定される準拠法に従うことになる。
- 時効、家族法、物権並びにいくつかの契約形態(賃貸借等)については、例外なく2014年1月1日より新民法の適用を受ける。
- 不動産- 2014年1月1日より、建物は個別の権利の客体としては存在せず、当該建物が存する土地の一部となった。経過措置においては、土地と建物の所有者が異なる場合の取扱いを定めている。
- 共有- 旧民法では、共有者は、共有物の先買権を付与されていたが、新民法では廃止された。旧民法下においてすでに付与されていた先買権については、2015年12月31日をもって失効する。
- すべての法律関係が直ちに、また一斉に新民法の適用を受けるわけではない。**各権利義務関係についてそれぞれ移行期間及び適用法令を確認**することが重要である。

4. 事業会社法

事業会社法は、より現状のビジネスに対応するよう現代的な会社法を導入することを目的としている。

企業に関するもっとも重要な改正として、例えば以下のようなものが挙げられる。

有限会社(s.r.o.)

© Anderson Mori & Tomotsune/ Balcar Polanský Eversheds

- **特殊な権利義務を持つ持分**を発行することが可能となった。たとえば、異なる出資金額、配当額又は議決権等を設定することができる。一持分権者が異なる種類の持分を持つことが可能となった。これまで、各持分権者が保有する持分はすべて統合され(「一持分権者一持分」原則)、持分は普通持分のみだった。
- **一持分権者の最低出資金は、1チェココルナである**。持分権者が一人だけの場合、最低登録資本金は、1チェココルナである。旧制度では、最低登録資本金総額が、200,000チェココルナ、各持分権者の最低出資金が20,000チェココルナであった。
- **持分証券**、すなわち譲渡可能で持分権者が保有する持分を表章する証券、を発行することができるようになった。これにより、企業に対する参加主体の移転が容易になった。
- **有限会社に係る一人持分権者の連鎖(一人持分権者である会社の持分権者が一人であること)は禁止されていたが、当該規制は廃止された。**
- 有限会社が**ウェブサイト**を持つ場合、当該サイトを通じて一定の情報を公開しなければならない。

株式会社(a.s.)

- **特殊な権利を有する株式を発行することが可能になった**。たとえば、一定割合の利益の分配を受けることができる権利、異なる内容の議決権、従業員株式(従業員に対して有利な条件で発行される普通株式)や事業部門株式(配当が会社又は子会社の業績に連動する株式。トラッキングストック)である。
- **無額面株式**を発行することが可能となった。額面がなく、会社の登録資本に対する一定割合の持分を表章するものである。無額面株式を発行した場合、当該発行会社は同時に額面株式を発行することはできない。
- 会社の基本的な機関設計をシンプルにすることが可能となった。旧制度では、取締役会及び監査役会が必要とされ、監査役会の構成員の一定数は、従業員により選任された者である必要があったが、**会社の統治体制として一元的システム**(会社の主要な方針を決定し業績を監視する管理委員会、及び管理委員会に選任される業務執行取締役による)を採用することが可能になった。業務執行取締役は、監督機関の議長に就任することができるため、全ての業務執行権限を一人の自然人に付与することが可能となった。
- **株主総会の手続が簡素化された。**たとえば、適切な招集手続が取られていない場合にも決議に同意することが可能となった。また、株主総会におけるいくつかの機関を兼任することが可能となった(会議の議長及び議事録認証者を一人の者が兼務でき、また投票を計算することもできるようになった)、また、関連機関を選任することなく(議長、議事録認証者や検査役が任命されなかった場合は、招集者が行う)、または書面による決議を行うことができるようになった。
- **監査役会の構成員の一部につき、会社の従業員により選任される必要がなくなった。**
- 会社は、法律により求められる情報を含む**ウェブサイト**を持たなくてはならない。

有限会社及び株式会社の両方に適用があるもの

- **法人が、会社機関の構成員となることができるようになった。**但し、その場合には自然人により代表される必要がある。
- 機関の構成員の選任及び解任について**累積投票制度**を導入することが可能となった。これにより少数株主/持分権者の議決権を強化することができる。
- **善管注意義務に関する詳細な規定**が設けられた。経営判断原則及びそれに違反した場合の罰則が規定された。
- **事業年度の途中で、事前に利益の分配**を行うことが可能になった。かつては、会社の最高意思決定機関による決定によってもそのような分配は禁止されており、臨時計算書類の作成及び臨時株主総会での決議を条件としてのみ認められていた。
- **グループ会社間での取引についての制限及び義務の緩和が行われた。**

© Anderson Mori & Tomotsune/ Balcar Polanský Eversheds

- 会社は、**利益から留保金を積み立てる義務が廃止**された。
- 業務執行取締役等の会社を代表する機関は、**株主総会に対して会社の運営について指図**を求めることができるようになった。
- **「コントロール契約」**が廃止された。従来の制度では、「企業グループ」(一以上の法人が、第三者が行使する単一の支配権下になること)を形成するには、コントロール契約を締結し、登記簿において公表する必要があった。
- 業務執行取締役等の**会社を代表する機関の職務遂行につき書面による契約**で定め、当該契約につき株主総会で承認を受けた場合を除き、会社を代表する機関の職務遂行は、無報酬となる。
- 業務執行取締役等の**会社を代表する機関の構成員に対する報酬その他の対価についての規制及び承認**に新しい要件が設けられ、職務遂行に関する契約において合意することが求められるようになった。当該契約がなければ、無報酬となる(既存の契約の変更は、2014年6月30日までに行う必要がある。)。
- **会社を代表する機関が、管理職としての従業員の地位を兼任することを承認する改正は導入されなかった**(旧商法66条d参照)。したがって、2012年以前と同様に、当該兼任が違法とされる状況にある。

事業会社法は、合名会社(v.o.s.)及び合資会社(k.s.)についても規定しているが、これらは、チェコの実務ではあまり一般的に用いられていない。

5. その他の関連法

- **土地台帳法**(法令集法律No. 256/2013)-不動産に関連する権利義務及びそれらの登録制度について規定している。
- **特定法定手続に関する法律**(法令集法律No. 292/2013)-非訟事件及びその他の特殊手続について定めている。訴訟手続に関する規定は、民事訴訟法(法令集法律No. 99/1963)に規定されるが、新民法における一定の規定及びそれらの執行手続を反映させるための改正が行われた。
- **倒産法の改正**(倒産法(法令集法令No. 182/2006)及び倒産管財人に関する法律(法令集法令No. 312/2006)の改正法(法令集法律No 294/2013))-倒産手続の開始原因及び倒産能力について新しい基準が導入され、また、債務超過会社の再生を促進する改正が行われた。
- **法令集法令No. 303/2013** - 新民法により影響を受ける複数の法令(公証法、取引法、銀行法、仲裁法等の71の法令)につき一括して技術的な改正を行うものである。
- **登録法**(法令集法令No. 304/2013) - 私法人についての登録に関して、特定の条件や義務を規定するものである。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 小林 英治
eiji.kobayashi@amt-law.com
弁護士 青柳 良則
yoshinori.aoyagi@amt-law.com

Balcar Polanský Eversheds
弁護士 Jaroslav Srb
jaroslav.srb@eversheds.cz
弁護士 Lukas Koukal
lukas.koukal@eversheds.cz

© Anderson Mori & Tomotsune/ Balcar Polanský Eversheds

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の小林 英治(eiji.kobayashi@amt-law.com)又は青柳 良則(yoshinori.aoyagi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
asia-ec-newsletter@amt-law.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

CONTACT INFORMATION

Balcar Polanský Eversheds

Revolucni 15, Praha, 110 00 Praha 1/
Czech Republic

Tel: +420-251-009-111

Email: office@bapol.cz

URL: http://www.eversheds.com/global/en/index.page

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー22 階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: http://www.amt-law.com/

© Anderson Mori & Tomotsune/ Balcar Polanský Eversheds